

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 29 年 5 月 31 日 13 : 56 平成 29 年 5 月 31 日 15 : 08
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	総務課長（説明員）
6、職務のため出席した者	事務局長、書記
7、付議事件	第 1 平成 29 年第 3 回埴町議会定例会の運営について 第 2 全員協議会の開催について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 平成 29 年第 3 回埴町議会定例会の運営について</p> <p>（1）町長提出議案等について</p> <p>委員長：総務課長に説明を求める。 （総務課長が提出予定 14 件を説明する）</p> <p>委員長：質疑はあるか</p> <p>吉田克則委員：教育委員の任期は 3 年ではなかったのか。 総務課長：教育長は 3 年だが、教育委員は 4 年である。</p> <p>小林委員：議会提出案件の要旨で具体的な内容について説明願う。 委員長：総務課長に説明を求める。 （総務課長が承認 3、4、議案 34、35、36、37、報告 1、2、3 の具体的内容を説明する。）</p> <p>吉田克則委員：平成 28 年度補正予算（専決分）で最後の補正なのか。 総務課長：これ以降の補正予算はない。 （そのほか質疑なし。総務課長退席）</p> <p>（2）議員発議について</p> <p>委員長：事務局に説明させる。 （事務局が提出されている請願が採択となれば発議となることを説明。内容は(4)請願・陳情についてで説明する)</p> <p>（3）一般質問について</p> <p>委員長：事務局に説明させる。 （事務局が説明）</p> <p>委員長：質疑はあるか。 吉田克則委員：高縁議員の質問で住宅リフォーム助成限度額は 10 万円なのか。</p>

事務局長：現在は限度額 10 万円で 20 万円に引き上げてはどうかという質問である。

小林委員：質問通告内容に文字の間違いが何箇所かある。訂正をしたほうがよい。また、内容に不明な部分があるので具体的な文言を追記してはどうか。

会社名を正式な名称にするべき。

（事務局で修正する。また、追記については質問者に了解を得て追記をする。名称は確認し修正する。）

委員長：通告通り受理する。

（４）請願・陳情等について

委員長：事務局に説明させる。

（事務局が請願 2 件、陳情 8 件を受理したことを説明。請願書について 2 件とも総務常任委員会に付託となることを説明）

委員長：請願については日程で協議する。陳情は全件とも陳情扱いとする。

（５）諸般の報告について

委員長：諸般の報告について事務局に説明させる。

（事務局長が、例月出納検査報告書、一部事務組合議会結果報告書（広域圏、東白衛生組合）は写し配布省略、各常任委員会報告は写し配布の上委員長報告とする旨説明）

委員長：質疑がなければ説明のとおり決定する。

（６）会期・日程について

委員長：事務局に説明させる。

（事務局が会期案について説明）

議長：一般質問を 6 人と 3 人に分けたのは申告時間に合わせたものなのか。

事務局長：全部で 9 人で、6 人目までで午後 3 時 50 分となる。一般質問を 12 日に 3 人としても午前中で終了する予定である。

委員長：そのほか意見はないか。

（案のとおりという人あり。）

委員長：会期は案のとおり 8 日～12 日とする。

（７）その他

委員長：定例会に関しそのほかあるか。

事務局：当日はクールビズでお願いしたい。議長の方で言ってもらおう。

小林委員：議運の開催時間について、最近は午後の開催となっている。以前は午前中だったが午前 10 時としてはどうか。検討をお願いしたい。

委員長：午前の 2 時間で終わらないときもある。

委員の意見：案件が多いときには時間がかかるので午後でいいと思う。今後検討していくことでよいのではないか。

委員長：そのほかなければ以上でその他は終わる。

第 2 全員協議会の開催について

委員長：事務局に説明させる。

事務局：5 月 29 日付けで町長より開催の申し出があった。内容は、平成 29 年度敬

老会について、はなわこども園(仮称)基本設計(進捗状況)について、法人の経営状況について(株式会社埴町振興公社)、平成29年5月26日の記者発表について、以上4点について全協で説明したい旨申し出があった。議題に関する事なので議運に諮って決定することになっている。

委員長：全協開催することによいか。

(異議なし)

委員長：全協開催に決定する。なお、開催日時は6月5日午後1時30分とする。

委員長：これで議事を終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長